

佐 本 規 制 発 第 9 0 号
令 和 3 年 4 月 1 9 日

各 警 察 署 長 殿

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和8年3月31日まで
企画係	

交 通 部 長

**緊急輸送道路における電柱による道路の占用の禁止に伴う警察
の対応について（通達）**

平成25年6月5日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第30号）の施行により、道路管理者は、道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合において、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限すること（以下「占有禁止・制限」という。）ができることとなり、この運用に関して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画において指定される緊急輸送道路（以下「緊急輸送道路」という。）について同項を適用する方針等を示した「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取扱いについて」（平成27年12月25日付け国道利第13号等。以下「占有禁止・制限通知」という。別添）が国土交通省から発出されたところである。

占有禁止・制限通知の内容のうち、警察に関わる部分及びそれに伴う対応は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 占有禁止・制限通知の概要

(1) 道路占用の禁止・制限について

改正法の施行前においては、道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合に占有禁止・制限を行うことができることとされていたが、改正法の施行により、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においても、占有禁止・制限を行うことができることとされた。

(2) 対象区域及び対象物件について

緊急輸送道路の区域について道路法第37条第1項を適用し、平成28年か

ら電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）による道路の占用を原則として禁止することとされた。

(3) 警察署長協議について

道路管理者は、占用禁止・制限を行う区域を指定し、又は当該指定を解除しようとする場合においては、道路法第37条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該占用禁止・制限又は当該指定の解除を行おうとする理由・区域について協議することとされている。

(4) 運用方法について

電柱による道路の占用を禁止する日として道路管理者が公示した日より前に受けた占用の許可等に基づき設置された電柱（以下「既存の電柱」という。）については、更新・移設を行う場合（道路の拡幅等に際して、道路法第71条第2項に基づく監督処分により移設される場合を除く。）を含めて、当面の間、道路の占用が認められることとされた。

また、災害若しくは事故が原因で現に供給されていた電力・通信サービスが途絶えた場合又は宅地開発若しくは商業施設や工場の新規建設等が原因で新たに電力・通信サービスが必要となった場合であって、直ちに道路区域外に用地を確保することができないと認められる場合については、原則として2年間、仮設の電柱の設置が認められることとされた。

これらの場合以外で仮設の電柱を設置する必要が生じ、又は仮設の電柱による占用期間を延長する必要が生じたことによる占用許可の申請等が行われた場合においては、道路管理者は国土交通省道路局路政課に相談することとされている。

2 対応方針

(1) 警察署長協議について

道路法第37条第2項の規定に基づく警察署長協議が行われた場合において、交通管理上申し述べるべき意見があるときは、適切に対応すること。

(2) 警察施設に関連して必要となる対応について

ア 既存の警察施設に係る対応

電柱による占用が禁止された場合においても、既存の電柱に支持された電線・通信線により電力・通信の供給を受けている警察の設置・管理に係る施設・設備（以下「警察施設」という。）については、当面の間、引き続き当該電力・通信が確保されることとなるため、特段の対応は不要である。

また、既存の電柱に警察施設が共架されている場合についても、当面の間、当該電柱による道路の占用が認められることから、特段の対応は不要である。

もっとも、電柱による道路の占用が禁止される区域においては、将

来的に電線類の地中化等に伴う電柱の撤去が行われることが想定されるところであり、今後、警察が単独で新たな支持柱等を設置する必要が生じることも考えられる。この場合においては、当該電柱に共架されている警察施設を継続的に運用することができるよう、道路管理者や電柱の管理者等と連絡・調整を行うとともに、警察において費用を負担する必要があるものについては予算措置が必要になるので、早期に報告すること。

イ 警察施設の新設に係る対応

1 (4)記載のとおり、原則として2年間の仮設の電柱の設置が認められる場合に該当するときは、警察施設に電力・通信を確保するために、電柱による道路の占用が禁止される区域において仮設の電柱を設置することができるとともに、やむを得ない場合には、仮設の電柱の占用期間を延長することが認められる場合もあることとされていることから、警察施設の新設に伴う電力・通信の確保に支障が生じることのないよう、道路管理者と連絡・調整を行うなど適切に対応すること。

(3) 電線共同溝の整備が行われる場合の留意事項

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝の整備が行われる場合においては、従前のとおり、警察施設に電力・通信を供給するための電線・通信線を設置するための部分（横断管路等）を設けることを要請することを始め、道路管理者との連絡・調整を適切に行うこと。

～別添省略～